

商品概要説明書

介護支援定期貯金

(2019年4月1日現在)

| | |
|---|--|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援定期貯金 (愛称：JA介護支援貯金) |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ (下記の条件に該当する要介護者本人および同居する家族で当店にて利用の申込みをされ、利用カードの交付を受けた方(利用カードに記載される要介護者および同居の家族)) (1)日常生活において、杖・器具等を使用もしくは他人の介助によっても歩行できず、常時寝たきり(歩行できない)の状態にあり、かつ日常の生活動作が次の3項目以上に該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ①排尿・排便の後始末ができない。 ②食事が自分ではできない。 ③衣服の着脱が自分ではできない。 ④入浴が自分ではできない。 (2)認知障がい症状が常に介護を必要とする状態にあり、かつ次のいずれかの項目に該当する方(意識障がいによるものを除く)。 <ul style="list-style-type: none"> ①次の見当識障がいのいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・時間の見当識障がいがある(季節や朝、昼、夜等時間が判らないことが常時ある)。 ・場所の見当識障がいがある(自分がいる場所、自宅の住所が判らないことがある)。 ・人の見当識障がいがある(日常接している家族、周囲の人が判らないことがある)。 ②意思疎通が乏しく困難で、簡単な日常会話すらおぼつかない。 (3)介護保険法にもとづき市町村の認定する要介護2～5のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用カードは、診断書等の要介護者確認資料により上記条件を確認したうえで交付し、利用期限は利用開始日(更新日)から3年後の応当日とします。ただし、全てのJA介護支援貯金が解約された場合は、その時点で利用期限となります。3年経過後に引き続き利用がある場合は、そのつど上記条件の確認資料をご提出いただきます。 |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年の定型方式 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いはできません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上500万円以内 (要介護者本人および同居の家族を合算し、500万円を限度とします。) ・1円単位 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示の利率に0.3%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料 | — |

| | |
|------------------------|--|
| 付加できる特約事項 | ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50% |
| 貯金保険制度 （公的制度） | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） |
| その他参考となる 事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・総合口座の担保に組入れはできません。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAセレサ川崎

2019年4月改正版